



相続によるご寄付

相続財産からのご寄付（相続人によるご寄付）は、相続税の申告期間内に完了した場合、寄付した財産には、相続税がかかりません。非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内にご寄付いただき、当団体が発行する領収書と公益財団法人証明書が必要です。

相続によるご寄付の流れ

1. 相続の開始



2. 公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンにご連絡

ご寄付の方法について、詳しくご案内いたします。



3. 相続税の申告

相続開始から10ヶ月以内に、相続税の申告手続きを行ってください。



4. 所得税の確定申告

所得税の確定申告をすることで、寄付金控除も受けることができます。

相続税と所得税それぞれに控除が受けられます。

ご留意点について

- ◆相続税の申告期限までに寄付を完了することで、非課税となります。
- ◆不動産、有価証券など現金以外の資産のご寄付をお考えの場合は、原則として換金処分(現金化)し諸経費を差し引いた後の金額をご寄付いただくよう、お願いいたします。